

件名	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日公布、令和2年4月1日ほか施行）
<p>【制定の概要】</p> <p>会計年度任用職員に関する条例の整備等を行うため制定</p> <p>1 改正する条例</p> <p>(1) 職員の分限に関する条例</p> <p>(2) 職員の懲戒に関する条例</p> <p>(3) 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例</p> <p>(4) 職員の給与に関する条例</p> <p>(5) 教育職員の給与に関する条例</p> <p>(6) 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例</p> <p>(7) 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例</p> <p>(8) 職員の旅費に関する条例</p> <p>(9) 愛媛県職員退職手当条例</p> <p>(10) 農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例</p> <p>(11) 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(12) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>(13) 職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(14) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(15) 愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(16) 職員の配偶者同行休業に関する条例</p> <p>(17) 職員の退職管理に関する条例</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 分限休職処分の期間制限 会計年度任用職員については、任期（1会計年度内）の範囲内</p> <p>(2) 減給処分の対象 パートタイム職員は基本報酬を減給対象とする。</p> <p>(3) ・(6) 会計年度任用職員等の休日、勤務時間、休暇等 <u>人事委員会規則の基準に従い任命権者が設定</u></p> <p>(4) ・(5) 会計年度任用職員の給与の特例 別に条例で定めるものとし、<u>新規条例を制定</u></p> <p>(7) ・(11) 技能労務職員・企業職員である会計年度任用職員等の給与の特例 会計年度任用職員には一般職員との権衡を考慮して給与を支給</p> <p>(8) 旅費の支給対象となる職員の変更 職員からパートタイム職員（費用弁償の対象）を除外</p> <p>(9) 会計年度任用職員の退職手当 <u>パートタイム職員は対象外、フルタイム職員等は6月以上勤務したとき、支給対象とする。</u></p> <p>(10) 産業教育手当の支給対象の追加 フルタイム職員を支給対象に追加</p> <p>(13) 育児休業中の勤勉手当・復職時の号給調整 会計年度任用職員を対象外とする。</p> <p>(15) 人事行政の運営状況等の公表 公表対象にフルタイム会計年度任用職員を追加</p> <p>(12) ・(14) ・(16) ・(17) その他規定整備</p>	
施行日	令和2年4月1日